

2025 年 11 月 25 日

都道府県ライフセービング協会
加盟クラブ 各位

公益財団法人 日本ライフセービング協会
事務局

J L A 基本規程の改定について（通知）

日頃より日本ライフセービング協会（JLA）の諸事業に対しまして多大なるご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

つきましては、本協会の定める基本規程について、第 2 種加盟クラブの要件等を見直すこととなり「加盟クラブ制度検討特別委員会」を設置し、各条項を大幅に改訂いたしましたので通知いたします。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

記

■ 改定のポイント

- 「目標の明確化」
JLA、都道府県協会、加盟クラブの持続的な発展、普及と質の向上をめざす。
- 「第 1 種加盟クラブをめざす」方針は継続
水辺の事故ゼロという目標追求は変わりません。
- 「多様化への対応と実効性の向上」
活動内容や地域性の多様化に対応し、クラブが積極的に活動に取り組める制度設計へ。
* 別添資料 1 をご参照ください

■ 改定箇所

- 第 3 章（加盟団体）：第 6 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条
- 第 4 章（加盟クラブ）：第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 4 節-第 17 条、第 18 条、第 19 条
- 第 6 条（登録）：第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条
* 詳細は対比表をご参照ください

以上

【問合せ先】

公益財団法人日本ライフセービング協会
担 当：川地
メール：info@jla.gr.jp



水辺の事故ゼロをめざして
日本ライフセービング協会

旧 版	新 版
第3章 加盟団体 第2節 地方ブロックライフセービング協会 〔届出義務〕 第6条 地方ブロックライフセービング協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 役員の名簿及び業務分担表 (4) 執行機関及び議決機関の議事録 (5) その他本協会が提出を求めた書類 2 地方ブロックライフセービング協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 事業報告書 (2) 決算書 (3) 執行機関及び議決機関の議事録 (4) その他本協会が提出を求めた書類 3 地方ブロックライフセービング協会は、次の各号の事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。 (1) 役員 (2) 本協会に提出済みの定款・規程、その他の書類 第3節 都道府県ライフセービング協会 〔設置申請〕 第10条 都道府県ライフセービング協会を設置しようとする場合、設置希望都道府県の第1種クラブ及び第2種クラブは次の通り申請しなければならない。 (1) 本協会が別に定める設置申請書及び定款・規程等を提出し、本協会理事会の承認を得なくてはならない。 (2) 本協会理事会は前項の設置を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって設置希望都道府県の代表者にその旨を通知しなければならない。	第3章 加盟団体 第2節 地方ブロックライフセービング協会 〔届出義務〕 第6条 地方ブロックライフセービング協会は、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に、その事業年度と次年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 事業報告書及び事業計画書 (2) 決算書及び収支予算書 (3) 役員の名簿及び業務分担表 (4) 執行機関及び議決機関の議事録 (5) その他本協会が提出を求めた書類 2 地方ブロックライフセービング協会は、次の各号の事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。 (1) 役員 (2) 本協会に提出済みの定款・規程、その他の書類 第3節 都道府県ライフセービング協会 〔設置申請〕 第10条 都道府県ライフセービング協会を設置しようとする場合、設置希望都道府県の第1種クラブ及び第2種クラブは次の通り申請しなければならない。 (1) 本協会が別に定める設置申請書、事業計画書、収支予算書及び定款・規程等を提出し、本協会理事会の承認を得なくてはならない。 (2) 本協会理事会は前項の設置を認めないときは、速やかに理由を付した

〔権 限〕 第12条 都道府県ライフセービング協会は、次の事項に関する権限を有する。 (1) 本協会における決定事項の遂行 (2) 本協会と関係諸機関との調整結果等の業務執行 (3) 加盟クラブの監督及び登録管理 (4) 本協会が主催する各種講習会の主管及び許可 (5) 本協会が認定する各種資格の登録管理。なお、本協会が認定する資格以外の発行は認めない。 (6) 本協会の主催競技会の誘致及び認定競技会の主催 (7) 各種調査、研究の実施 (8) その他都道府県ライフセービング協会の活動に必要な事業 〔届出義務〕 第13条 都道府県ライフセービング協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 役員の名簿及び業務分担表 (4) 加盟している第1種及び第2種クラブ (5) 執行機関及び議決機関の議事録 (6) その他本協会が提出を求めた書類 2 都道府県ライフセービング協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 事業報告書 (2) 決算書 (3) 執行機関及び議決機関の議事録 (4) その他本協会が提出を求めた書類 3 都道府県ライフセービング協会は、次の各号の事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。 (1) 役員 (2) 本協会に提出済みの及び定款・規程、その他の書類。 (3) 加盟している第1種及び第2種クラブ	書面をもって設置希望都道府県の代表者にその旨を通知しなければならない。 〔権 限〕 第12条 都道府県ライフセービング協会は、次の事項に関する権限を有する。 (1) 本協会における決定事項の遂行 (2) 本協会と関係諸機関との調整結果等の業務執行 (3) 加盟クラブの監督及び登録管理 (4) 本協会が主催する各種講習会の主管及び許可 (5) 本協会が認定する各種資格の登録管理。なお、本協会が認定する資格以外の発行は認めない。 (6) 本協会の主催競技会の誘致及び認定競技会の主催 (7) 本協会の認定するジュニアライフセービング教室の開催 (8) 各種調査、研究の実施 (9) その他都道府県ライフセービング協会の活動に必要な事業 〔届出義務〕 第13条 都道府県ライフセービング協会は、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に、その事業年度と次年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 事業報告書及び事業計画書 (2) 決算書及び収支予算書 (3) 役員の名簿及び業務分担表 (4) 加盟している第1種及び第2種クラブ (5) 執行機関及び議決機関の議事録 (6) その他本協会が提出を求めた書類 2 都道府県ライフセービング協会は、次の各号の事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
--	---

第4章 加盟クラブ

第1節 総 則

〔種 別〕

第2条 加盟クラブの種別は次のとおりとする。

- (1) 第1種クラブ
 - (2) 第2種クラブ
 - (3) 第3種クラブ
 - (4) 第4種クラブ
 - (5) 第5種クラブ
 - (6) 第6種クラブ
- 2 学校法人等によって認められ組織されたクラブである第3種、第4種、第5種及び第6種クラブを、教育機関クラブと称する。

第2節 第1種、第2種クラブ

〔要 件〕

第3条 第1種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本協会インストラクターを1名登録すること。なお、登録するインストラクターは、他の加盟クラブに登録するインストラクターと兼ねることはできない。
 - (2) クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが9名以上いること。
 - (3) 定款・規程等があること。
 - (4) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。
- 2 第2種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。
- (1) クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが1名以上いること。
 - (2) 定款又は規程等があること。
 - (3) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。
 - (4) 第2種クラブとしての加盟が6年未満であること。
- 3 前項に定める第1種及び第2種クラブには、教育機関クラブは原則として加盟することができない。ただし、本協会が特別に認めたクラブについてはその限りではない。

- (4) 役員
- (5) 本協会に提出済みの及び定款・規程、その他の書類。
- (6) 加盟している第1種及び第2種クラブ

第4章 加盟クラブ

第1節 総 則

〔種 別〕

第2条 加盟クラブの種別は次のとおりとする。

- (1) 第1種クラブ
 - (2) 第2種クラブ
 - (3) 第3種クラブ
 - (4) 第4種クラブ
 - (5) 第5種クラブ
 - (6) 第6種クラブ
- 2 **高等教育機関及び高等学校**によって認められ組織されたクラブである第3種、第4種、第5種及び第6種クラブを、教育機関クラブと称する。

第2節 第1種、第2種クラブ

〔要 件〕

第3条 第1種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本協会**指導員**を1名登録すること。
 - (2) クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが9名以上いること。
 - (3) 定款・規程等があること。
 - (4) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。
- 2 **第1種クラブに登録する指導員は、次の要件を満たさなければならない。**
- (1) **他の加盟クラブに登録する指導員と重複していないこと。**
 - (2) **登録する指導員の都道府県ライフセービング協会登録は、加盟クラブが登録する都道府県ライフセービング協会と同じであること。**
- 3 **第1種クラブに登録する本協会認定ライフセーバーの9名は、次の要件を満たさ**

4 第2種クラブとしての加盟が5年を超える場合は、第1種クラブとしての加盟を基本とする。ただし、本協会が特別に認めたクラブについてはその限りではない。 〔加 盟〕 第4条 本協会に加盟しようとする第1種及び第2種クラブは、それぞれの要件を満たしたうえで、主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。 2 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会主催の事業に参加しようとする第1種及び第2種クラブについては、その事業の開始期日までに加盟していなければならない。	なければならない。 (1) 登録する本協会認定ライフセーバーの都道府県ライフセービング協会登録は、加盟クラブが登録する都道府県ライフセービング協会と同じであること。 4 第2種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) クラブ内に、本協会の認定する各資格を有するものが2名以上いること。うち1名以上は、本協会認定ライフセーバーであること。 (2) 定款又は規程等があること。 (3) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。 (4) 将来的に第1種クラブとしての登録を目標とすること。 5 第2種クラブに登録する本協会認定ライフセーバーは、次の要件を満たさなければならない。 (1) 登録する本協会認定ライフセーバーの都道府県ライフセービング協会登録は、加盟クラブが登録する都道府県ライフセービング協会と同じであること。 6 前項に定める第1種及び第2種クラブには、教育機関クラブは原則として加盟することができない。ただし、本協会が特別に認めたクラブについてはその限りではない。 〔加盟申請〕 第4条 本協会に加盟しようとする第1種及び第2種クラブは、それぞれの要件を満たしたうえで、主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟申請をして、都道府県ライフセービング協会と本協会理事会の承認を得なければならない。 2 申請時に、本協会が別に定める設置申請書及び加盟クラブの定款・規程等を、都道府県ライフセービング協会に提出しなければならない。 3 都道府県ライフセービング協会は前項の設置を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって加盟希望クラブの代表者にその旨を通知しなければならない。 4 本協会、地方ブロックライフセービング協
---	---

〔権利及び義務〕 第5条 第1種及び第2種クラブは、本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主催する事業に参加する権利を有する。 2 第1種及び第2種クラブは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びに本協会、都道府県ライフセービング協会の組織の諸規則に規定された処分の理由となり得る。 (1) 団体登録費を納付すること。 (2) 加盟クラブに所属する個人等が本協会により日本代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該個人等を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない個人等はこの限りではない。 3 第1種クラブは、前項に定める第1種及び第2種クラブの権利及び義務の他に、次の事項に関する権利を有する。 (1) 「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用 (2) 本協会の主催する各種講習会の主管。ただし、指導員養成講習会は除く (3) 本協会の主催及び認定競技会の参加	会及び都道府県ライフセービング協会主催の事業に参加しようとする第1種及び第2種クラブについては、その事業の開始期日までに加盟していなければならない。 5 第1種及び第2種加盟クラブの加盟申請は、年度毎に種別を選択できるものとする。 〔権利及び義務〕 第5条 第1種及び第2種クラブは、本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主催する事業に参加する権利を有する。 2 第1種及び第2種クラブは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びに本協会、都道府県ライフセービング協会の組織の諸規則に規定された処分の理由となり得る。 (1) 団体登録費を納付すること。 (2) 加盟クラブに所属する個人を登録管理システム(ライフセーバーズ)で登録管理すること。 (3) 本協会の主催する更新及び復活講習会の受講促進をすること。 (4) 指導員養成講習会の受講者の検討及び承諾と都道府県協会への連絡をすること。 (5) 本協会の主催する講習会を受講する個人へのトレーニング機会を提供すること。 (6) 本協会が認定する各資格所得後の個人の技術体力の維持と向上に取り組むこと。 (7) 加盟クラブに所属する個人等が本協会により日本代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該個人等を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない個人等はこの限りではない。 3 第1種クラブは、前項に定める第1種及び第2種クラブの権利及び義務の他に、次の事項に関する権利を有する。 (1) 「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用 (2) 本協会の主催する各種講習会の主
--	--

(4) 本協会の主催競技会の誘致及び認定競技会の開催 (5) 本協会の定める各種助成への応募 4 第2種クラブは、前項に定める第1種及び第2種クラブの権利及び義務の他に、次の事項に関する権利を有する。 (1) 「日本ライフセービング協会準加盟」の呼称使用 (2) 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主管する各種講習会への協力。ただし、指導員養成講習会は除く (3) 本協会の主催及び認定競技会の参加 (4) 本協会の定める各種助成への応募 〔届出義務〕 第6条 第1種及び第2種クラブは、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を加盟する都道府県ライフセービング協会に届け出なければならない。 (1) 事業計画書 (2) 認定ライフセーバー名簿 (3) その他本協会が提出を求めた書類 2 第1種及び第2種クラブは、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を加盟する都道府県ライフセービング協会に届け出なければならない。 (1) 事業報告書 (2) その他本協会が提出を求めた書類 3 第1種及び第2種クラブは、次の各号の事項及びそれに関する届出に変更があった場合、その都度遅滞なく、加盟する都道府県ライフセービング協会に届け出な	管。ただし、指導員養成講習会は除く。 (3) 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主管する各種講習会への協力。ただし、指導員養成講習会は除く。 (4) 本協会の主催及び認定競技会の参加 (5) 本協会の主催競技会の誘致及び認定競技会の開催 (6) 本協会の認定するジュニアライフセービング教室の開催 (7) 本協会の定める各種助成への応募 4 第2種クラブは、前項に定める第1種及び第2種クラブの権利及び義務の他に、次の事項に関する権利を有する。 (1) 「日本ライフセービング協会準加盟」の呼称使用 (2) 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主管する各種講習会への協力。ただし、指導員養成講習会は除く。 (3) 本協会の主催及び認定競技会の参加 (4) 本協会の認定するジュニアライフセービング教室の開催 (5) 本協会の定める各種助成への応募 〔届出義務〕 第6条 第1種及び第2種クラブは継続して加盟をする場合、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度と次年度に関する次の書類を加盟する都道府県ライフセービング協会に届け出なければならない。 (1) 事業報告書及び事業計画書 (2) 認定ライフセーバー名簿 (3) 会計等その他本協会が提出を求めた書類 2 第1種及び第2種クラブは、次の各号の事項及びそれに関する届出に変更があった場合、その都度遅滞なく、加盟する都道府県ライフセービング協会に届け出なければならない。 (1) 役員 (2) 都道府県ライフセービング協会に提出済みの定款・規程、その他の書類。
--	---

なければならない。

- (1) 役員
- (2) 都道府県ライフセービング協会に提出済みの定款・規程、その他の書類。

第3節 第3種、第4種、第5種、第6種クラブ

〔要 件〕

第10条 第3種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 大学、短期大学、専門学校によって認められたクラブであること。
- (2) 定款・規程等があること。
- (3) 監督又は顧問がいること。
- (4) 1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。

2 第4種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 大学、短期大学、専門学校によって認められたクラブであること。
- (2) クラブ員又は部員が5名以内であること。
- (3) 1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。

3 第5種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 高等学校によって認められたクラブであること。
- (2) 監督又は顧問がいること。

4 第6種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 高等学校によって認められたクラブであること。
- (2) クラブ員又は部員が5名以内である

(3) 加盟クラブの種別

第3節 第3種、第4種、第5種、第6種クラブ

〔要 件〕

第10条 第3種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 高等教育機関によって認められたクラブであること。
- (2) 定款・規程等があること。
- (3) 監督又は顧問等がいること。
- (4) 1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。

2 第4種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 高等教育機関によって認められたクラブであること。
- (2) クラブ員又は部員が5名以内であること。
- (3) 1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。

3 第5種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 高等学校によって認められたクラブであること。
- (2) 監督又は顧問等がいること。

4 第6種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。

こと。 〔加 盟〕 第11条 本協会に加盟しようとする第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、それぞれの要件を満たしたうえで、本協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。 2 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会主催の事業に参加しようとする第3種、第4種、第5種及び第6種クラブについては、その事業の開始期日までにその登録の手続きが完了していなければならない。 〔権利及び義務〕 第12条 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、次の事項の権利を有する。 (1) 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主催する対象クラブ事業への参加。 (2) 「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用。 (3) 本協会の主催及び認定競技会の参加。 (4) 本協会の定める各種助成への応募。 2 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びに本協会の諸規程に規定された処分の理由となり得る。 (1) 本協会が定める第3種、第4種、第5種及び第6種クラブの団体登録費を納付すること。 (2) 加盟クラブに所属する個人等が本協会により日本代表チーム又は選	い。 (1) 高等学校によって認められたクラブであること。 (2) クラブ員又は部員が5名以内であること。 〔加盟申請〕 第11条 本協会に加盟しようとする第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、それぞれの要件を満たしたうえで加盟申請をして、本協会理事会にその承認を得なければならない。 2 申請時に、本協会が別に定める設置申請書及び加盟クラブの定款・規程等を、本協会に提出しなければならない。 3 都道府県ライフセービング協会は前項の設置を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって加盟希望クラブの代表者にその旨を通知しなければならない。 4 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会主催の事業に参加しようとする第3種、第4種、第5種及び第6種クラブについては、その事業の開始期日までにその登録の手続きが完了していなければならない。 〔権利及び義務〕 第12条 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、次の事項の権利を有する。 (1) 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主催する対象クラブ事業への参加。 (2) 第3種及び第5種クラブには「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用。 (3) 第4種及び第6種クラブには「日本ライフセービング協会準加盟」の呼称使用。 (4) 本協会の主催及び認定競技会の参加。 (5) 本協会の定める各種助成への応募。 2 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びに本協会の諸規程に規定された処分の理由となり得る。 (1) 本協会が定める第3種、第4種、第5
---	--

抜チーム等の一員として招聘された場合、当該個人等を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない個人等はこの限りではない。 〔届出義務〕 第13条 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、各年度開始の1か月前から1か月後の間に、次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 活動計画書 (2) その他本協会が提出を求めた書類 2 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、各年度終了後3か月以内に、次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 活動報告書 (2) その他本協会が提出を求めた書類 3 第3種クラブは、定款又は規程等に変更があった場合、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。	種及び第6種クラブの団体登録費を納付すること。 (2) 加盟クラブに所属する個人等が本協会により日本代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該個人等を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない個人等はこの限りではない。 〔届出義務〕 第13条 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、各年度終了後3ヶ月以内に、その事業年度と次年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 活動報告書及び活動計画書 (2) その他本協会が提出を求めた書類 2 第3種クラブは、定款又は規程等に変更があった場合、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。 第 4 節 本協会及び都道府県協会による監督 〔本協会及び都道府県ライフセービング協会の助言、勧告、指導及び支援〕 第17条 本協会理事会及び都道府県ライフセービング協会は、必要に応じ加盟クラブに対し、組織運営及び業務執行について助言を与え勧告し、指導又は支援を行うことができる。 〔加盟クラブへの調査〕 第18条 本協会理事会及び都道府県ライフセービング協会は、加盟クラブの適正な組織運営を確保するために、必要に応じ加盟クラブに対し、その組織運営及び事業活動の状況に関し説明を求め、又は加盟クラブを訪問し、その組織運営及び事業活動の状況を調査し、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写し、若しくは関係者に質問することができる。
--	---

第 6 章 登録

〔登録料〕

第 7 条 登録料は、毎年収めなければならない。また、各登録料は別に定めるものとする。

〔資格の無効〕

第 9 条 登録料を収めていない場合において、資格の有効期限内であってもその資格は無効となる。

〔資格の再登録〕

第 10 条 無効となった場合であっても、資格の有効期限内に全ての年度の未納登録料を収めた場合において再登録できるものとする。

〔資格の失効〕

第 11 条 資格の有効期限を過ぎて登録料が未納の場合において、その資格は失効となる。

〔本協会及び都道府県ライフセービング協会に対する報告〕

第 19 条 本協会理事会及び都道府県ライフセービング協会は、加盟クラブに対し、本協会の定める形式及び方法により活動情報に関する報告を求めることができる。

第 6 章 登録

〔都道府県ライフセービング協会の登録〕

第 6 条 第 1 種第 2 種加盟クラブに登録する認定ライフセーバーにおいて、都道府県ライフセービング協会登録は、加盟クラブが登録する都道府県ライフセービング協会と同じでなければならない。

2 第 1 種第 2 種加盟クラブに登録する認定ライフセーバーにおいて、加盟クラブに重複して登録する場合は、その加盟クラブ数の分だけ都道府県協会費を支払わなければならない。

〔登録費〕

第 8 条 登録費は、毎年収めなければならない。また、各登録費は別に定めるものとする。

〔資格の無効〕

第 10 条 登録費を収めていない場合において、資格の有効期限内であってもその資格は無効となる。

〔資格の再登録〕

第 11 条 無効となった場合であっても、資格の有効期限内に全ての年度の未納登録費を収めた場合において再登録できるものとする。

〔資格の失効〕

第 12 条 資格の有効期限を過ぎて登録費が未納の場合において、その資格は失効となる。